

## 売却に関する仕様書

### 1 車両の種別

名 称	消防広報車
初年度登録年月	平成 8 年 3 月
走行距離	40,971 km (令和 7 年 8 月 28 日現在)
車名	ニッサン
車台番号	EU14012556
原動機の型式	SR18
乗車定員	5 人
燃料の種類	ガソリン
総排気量	1.83ℓ
車体寸法	長さ 456cm、幅 169cm、高さ 160cm
車両重量	1,190 kg
車両総重量	1,465 kg
駆動方式	前輪駆動
車検満了日	令和 8 年 3 月 25 日
タイヤ	スタッドレスタイヤ（装着）、ノーマルタイヤなし
ミッション	オートマ
特記事項	タコメーター動作不良、自走可能

### 2 保管場所

高岡消防署南部出張所（高岡市京田 669-1）

### 3 条件

- (1) 長年の使用による擦り傷や機器等の劣化があります。
- (2) 現品引き取りに伴う一切の経費は買受人の負担でお願いします。
- (3) 車両は一時抹消登録の状態です。
- (4) タコメーターが動作不良で正確な数値を示しません。
- (5) 引き取り後に隠れた瑕疵が発見された場合、市は一切責任を負いません。
- (6) 代金納付確認後、7 日以内に移転登録の申請をお願いします。
- (7) 移転登録を行う場合は、運輸局に落札名義人を所有者とした移転登録の申請をお願いします。（申請に必要な、譲渡証明書等は代金納入確認後、消防本部警防課・機械係で発行します。）
- (8) 移転登録を行う場合は、車体の文字「高岡市消防本部」を消すこと。
- (9) 上記(8)の作業完了後、すみやかに車両の状況が分かる資料を消防本部警防課・機械

係に提出すること。

- (10) 上記(7)の手続きを行った場合は、完了後、すみやかに登録識別情報等通知書または自動車検査証の写しを消防本部警防課・機械係に提出し、確認を受けること。
- (11) 解体（永久抹消）を行う場合は、解体したことを証明できるものを消防本部警防課機械係に提出し、確認を受けること。
- (12) これらの手続きに要する一切の費用は買受人が負担すること。
- (13) その他必要事項は消防本部総務課の指示とします。

(連絡先) 消防本部総務課 新田

TEL 22-2266

消防本部警防課・機械係 畠山

TEL 22-3133

NO.1

前方



NO.2

右側



※ 文字消去必要箇所



NO.3

左側

※ 文字消去必要箇所

NO.4

後方



NO.5

運転席



NO.6

助手席



NO.7

後部座席 運転席側



NO.8

後部座席 助手席側



NO.9

運転席メーター



※ 走行距離 40,971km



NO.11

前輪タイヤ回り(運転席側)

---

---

---

---

---

---



NO.12

後輪タイヤ回り(運転席側)

---

---

---

---

---

---



NO.13

前輪タイヤ回り(助手席側)

---

---

---

---

---

---



NO.14

後輪タイヤ回り(助手席側)

---

---

---

---

---

---

---

番号 02054

## 登録識別情報等通知書

自動車登録番号		登録年月日	初度登録年月	車台番号								
富山 88 ま 1779 車		令和 7年 3月 24日	平成 8年 3月	EU14012556			型式			原動機の型式		
ニッサン		[213] E-EU14									SR18	
所有者の氏名又は名称		高岡市										
所有者の住所		富山県高岡市広小路7-50 [16501 2117]										
自動車の種別		用途	自家用・事業用の別	車体の形状	乗車定員	最大積載量	車両重量	車両総重量				
小型		特種	自家用	消防車 [523]	5人	-kg	1190kg	1465kg				
総排気量又は定格出力		燃料の種別		型式指定番号	類別区分番号	長さ	幅	高さ	前前軸重	前後軸重	後前軸重	後後軸重
1.83 kW		ガソリン				456cm	169cm	160cm	760kg	-kg	-kg	430kg
有効期間の満了する日		令和 8年 3月 25日										
備考 [富山]、一時抹消登録 使用車種規制(NOx・PM)対象外特種自動車。 [走行距離計表示値] 37,900km(令和6年3月4日) [旧走行距離計表示値] 31,400km(令和4年3月18日) 53年度排ガス適合 以下余白												



令和 7年 3月 24日

富山運輸支局長

車両ID T9564AL1281880

- 本通知書は、再発行できませんので大切に保管して下さい。  
(新規登録、輸出の届出等の際に必要になります。)
- 本通知書の自動車を譲渡するときは、本通知書を譲受人に譲渡して下さい。

## (注意事項)

1. 自動車を運行するときは、有効な自動車検査証を携行して下さい。
2. 継続検査は、「有効期間の満了する日」欄に示された日の1か月前(離島に使用の本拠の位置を有する自動車にあっては、2か月前)から受けられますので、余裕を持って受けるようにして下さい。
3. 自動車検査証に記載されている住所又は氏名等に変更があったときには、手続きが必要です。また、自動車の構造等に変更があったときには、変更の手続きが必要となる場合がありますので、使用の本拠の位置を管轄する運輸監理部、運輸支局又は自動車検査登録事務所にお問い合わせ下さい。
4. 「登録年月日／交付年月日」欄には、新規登録、自動車検査証交付時における直近の移転登録のいずれかの日が表示されます。  
なお、二輪の小型自動車の場合は、新規検査、最新の自動車検査証記入のいずれかの日となります。
5. 「\*\*\*」は、所有者と使用者が同一であること又は使用の本拠の位置と使用者の住所が同一であることを示します。
6. 走行距離計表示値は、新規検査と予備検査(いずれも、登録識別情報等通知書、一時抹消登録証明書又は自動車検査証返納証明書のあるものに限ります。)、継続検査と構造等変更検査の際に走行距離計に表示されていた数値を記載しているため、走行距離計が交換されている場合等には、実際の走行距離と異なる場合があります。
7. 「輸出抹消仮登録証明書」、「登録識別情報等通知書」、「輸出予定届出証明書」又は「自動車検査証返納証明書」は、再発行できませんので、大切に保管して下さい。
8. 市町村合併後の住所へ変更を希望される方へ  
市町村合併に伴う住所変更が反映されていない自動車検査証につきましては、自動車登録令第24条により、特に手続きをされなくとも問題はありませんが、合併後の住所への変更を希望される場合には、使用の本拠の位置を管轄する自動車検査登録窓口において新住所の自動車検査証を交付させていただきますので、お申し出下さい。  
※ 交付した自動車検査証が申請された登録事項又は検査事項と相違していないことを確認して下さい。もし相違しているときは、ただちに申し出て下さい。

## ●軽自動車届出済証について

検査対象外軽自動車においては、左記2.6.7.は対象とはなりません。また、「自動車検査証」は、「軽自動車届出済証」、「登録年月日／交付年月日」欄は、「届出年月日／交付年月日」と読み替え、各種届出の日が表示されます。

## ●行政不服審査法に基づく教示

この処分に不服のあるときは、行政不服審査法の規定に基づき、書面で国土交通大臣に対し審査請求することができます。ただし、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して3か月を経過したとき、又は処分があつた日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができません。

## 自動車使用者の皆様へ

### 点検整備は必ず実施しましょう

自動車の検査は、安全・環境の面について国が定める基準に適合しているかどうかを一定期間ごとに確認するものであり、次の検査までの安全性等を保証するものではありません。

自動車の使用者は、安全・環境を守るため、自らの責任で適切に自動車を管理しなければなりません。自動車の事故や故障を未然に防止するためにも、日常点検整備と定期点検整備は必ず実施しましょう。

### 自動車不具合情報ホットラインに情報をお寄せ下さい

国土交通省では、迅速なリコールの実施やリコール隠し等の防止のため、自動車不具合情報ホットラインを通じて、皆様のお車に発生した不具合情報を収集しております。

フリーダイヤル受付 0120-744-960(年中無休・24時間)

(オペレータ受付時間：平日 9:30～12:00 13:00～17:30)

ホームページ受付 [www.mlit.go.jp/RJ/](http://www.mlit.go.jp/RJ/)

### リコールによる修理は必ず受けましょう

リコールの点検・修理は、安全確保及び環境保全のため必要なものです。なお、リコールの通知を確実に受け取るためにも、自動車検査証の住所や氏名等の変更手続きは必ず行って下さい。